

高知県産業人材定着支援基金条例をここに公布する。

○高知県産業人材定着支援基金条例

(平成 28 年 3 月 25 日条例第 8 号)

改正 平成 29 年 7 月 14 日条例第 34 号

高知県産業人材定着支援基金条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 交付事業(第 5 条—第 14 条)

第 3 章 雑則(第 15 条)

附則

第 1 章 総則

(設置)

第 1 条 大学等の在学中に独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から無利息の学資貸与金の貸与を受け、当該大学等を卒業後県内において就業している者に対し、機構への当該学資貸与金の返還を支援することにより、将来における地域産業の中核的な担い手となる人材の確保に資するため、高知県産業人材定着支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第 4 条 知事は、第 1 条の目的を達成するため行う事業であつて、次章に定めるものに要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

第 2 章 交付事業

(支援金の交付要件)

第 5 条 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、機構への学資貸与金(独立行政法人日本学生支援機構法(平成 15 年法律第 94 号)第 14 条第 1 項に規定する学資貸与金をいい、同項に規定する第一種学資貸与金に限る。以下同じ。)の返還を支援するための資金(以下「支援金」という。)を交付することができる。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第1項の大学又はこれと同等以上の教育施設として規則で定めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者であること。
- (2) 大学等を卒業後6月以内に県内において就職(県内に本社若しくは本店を有する会社若しくは県内に主たる事務所若しくは事業所を有する個人事業者に新たに雇用され、又は県内において自ら事業を開始することをいう。以下同じ。)をし、継続してその業に従事している者であること。
- (3) 大学等の在学中に機構から学資貸与金の貸与を受け、当該大学等の卒業後において機構が定める返還期日及び返還方法に従い、継続して学資貸与金を返還している者であること。
- (4) 第7条の規定により支援金の交付を受けることができる資格を有する者として知事が決定した者(以下「支援候補者」という。)であること。

(支援金の額等)

第6条 支援金の月額、支援金の交付を受ける者が就業期間(継続して業に従事した期間をいい、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により産前産後の休業をした期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第5条第1項の規定に基づき育児休業をした期間を含む。第10条において同じ。)内において機構へ返還した学資貸与金の月額(以下この項において「返還月額」という。)又は機構が定める返還想定月額(支援金の交付を受ける者の学資貸与金の貸与総額に応じて、返還方法が月賦の場合によるものとして機構が定めた額をいう。)のうちいずれか少ない方の額とする。ただし、機構への学資貸与金の返還を滞納したことにより延滞金が生じた場合であって、返還月額に当該延滞金が加算されている場合にあつては、当該返還月額から当該延滞金の額を控除するものとする。

- 2 機構への学資貸与金の返還方法が併用返還(月賦及び半年賦を併せた返還方法として機構が定めたものをいう。)によるものである場合は、支援金の交付を受ける者が当該返還方法により1年間(2回の半年賦分の返還が含まれる1年間をいう。)に機構へ返還した学資貸与金の総額を12で除した額を、前項の返還月額とみなす。
- 3 第10条第1項の規定により交付する支援金の総額は、支援金の交付を受ける者が大学等の在学中に貸与を受けた学資貸与金の総額の2分の1に相当する額又は25,000円に支援金の交付を受ける者が大学等の在学中に学資貸与金の貸与を受けた月数を乗じて得た額のうち、いずれか少ない方の額を限度とする。

(支援候補者の選考)

第7条 知事は、毎年度予算の範囲内で、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者のうちから選考の上、当該年度における支援候補者を決定するものとする。

- (1) 大学等を卒業し、引き続き又は卒業後6月以内に、県内において就職をしようとする者であること。
  - (2) 大学等の在学中に学資貸与金の貸与を受けた者であること。
  - (3) 大学等の在学中に修得した専門知識をいかし、県内産業の中核的な担い手となる人材として本県の発展に貢献することができるかと認められる者であること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める要件
- 2 前項の決定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(支援候補者の報告義務等)

第8条 支援候補者は、毎年度、規則で定めるところにより、就業状況及び機構への学資貸与金の返還状況について、知事に報告しなければならない。

- 2 支援候補者は、規則で定めるところにより、前項の規定により報告した事項に変更があったとき等は、速やかに、知事に届け出なければならない。

(支援候補者の資格の取消し)

第9条 知事は、支援候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すことができる。

- (1) 支援候補者が大学等を卒業後6月以内に、県内において就職をすることができなかつたとき。
  - (2) 支援候補者が離職したとき。
  - (3) 支援候補者が死亡したとき。
  - (4) 支援候補者が機構から学資貸与金の返還を免除されたとき。
  - (5) 支援候補者が前条第1項の規定による報告をしなかつたとき。
  - (6) 支援候補者が支援金の交付を辞退したとき。
  - (7) 偽りその他不正の手段により支援候補者としての決定を受けたとき。
  - (8) 支援候補者が雇用されている会社の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第11条第2号において同じ。)又は個人事業者が、暴力団員等(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第11条第2号において同じ。)であると認められたとき。
  - (9) 前各号に掲げる場合のほか、知事が支援候補者として不相当であると認めたとき。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、知事は、支援候補者の離職の原因が雇用されていた会社が倒産し、又は個人事業者が廃業したことに伴うものその他やむを得ない事情があると認めた場合は、当該離職後6月以内に県内において就職をしたときに限り、支援候補者の資格を取り消さないことができる。

(支援金の交付)

第10条 知事は、支援候補者の就業期間が4年を経過した時点及び8年を経過した時点において、当該支援候補者に対し、支援金を交付するものとする。この場合における交付額は、第6条第1項の規定による支援金の月額に、4年を経過した時点にあつては42月を、8年を経過した時点にあつては48月をそれぞれ乗じて得た額とする。

2 前項の就業期間内に機構から学資貸与金の返還期限猶予を受けた期間があつたときは、就業期間から当該期間を除いて、それぞれの就業期間の経過がなければならないものとする。

3 第1項の規定により支援金の交付を受けようとする支援候補者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(支援金の交付の取消し)

第11条 知事は、前条第1項の規定により支援金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けていたとき。

(2) 雇用されている会社の役員又は個人事業者が、暴力団員等であると認められたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、支援金を交付することが不相当であると認めたとき。

(支援金の返還)

第12条 被交付者は、前条の規定に基づき支援金の交付を取り消されたときは、直ちに既に交付を受けた支援金の全額を県に返還しなければならない。この場合において、被交付者の責めに帰すべき理由がないと認めたときは、規則で定めるところにより、支援金の返還を猶予することができる。

2 知事は、前項の場合において、特に必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、支援金を分割して返還させることができる。

(延滞利子)

第13条 被交付者が正当な理由がなく支援金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき支援金の額に対して年14.5パーセントの割合を乗じて得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。

2 前項の規定により延滞利子を計算する場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 知事は、特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより、第1項の延滞利子を減額し、又は免除することができる。

(調査)

第14条 知事は、支援候補者の決定、その資格の取消しその他支援金の交付に関し必要があると認めるときは、当該支援候補者又は被交付者の就業状況、学資貸与金の返還状況等について調査することができる。

### 第3章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用並びに支援金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(延滞利子の割合の特例)

2 当分の間、第13条第1項に規定する延滞利子の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則(平成29年7月14日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。